

【64 解説文】 軍事郵便制限・国債売出事務

(大正十・十一年：一九二一・一九二二) (B)

(表紙)

「大正十年度

文書受発綴

強戸局」

監人法第九八六号

大正十年三月三十一日

東京逓信局監理課長印 (收受印)

管内各郵便局長殿

軍事郵便物取扱制限ニ関スル件

〈軍事郵便物取り扱い制限に関する件〉

本年四月一日ヨリ、青島守備軍管内ニ発着スル軍事郵

〈本年四月一日ヨリ、青島守備軍管内に発着する軍事郵

便物取扱範囲、左記ノ通り制限相成候条、了知相成度

〈便物取り扱い範囲、左記の通り制限相成り候条、了知(りようち)相成り度〉

記

一、軍事郵便物ハ、重量四匁以内ノ第一種通常郵便物ニ限ル

〈一、軍事郵便物は、重量四匁以内の第一種通常郵便物に限る〉

二、軍事郵便物ハ、一人ニ付キ一月ニ通ヲ限り差出スコトヲ得

〈二、軍事郵便物は、一人に付き一月二通を限り差し出すことを得〉

三、軍事郵便物ハ、其表面ニ軍事郵便証票ヲ貼付スベシ

〈三、軍事郵便物は、其(そ)の表面に軍事郵便証票を貼付(ちようふ)すべ

し〉

四、軍事郵便証票ハ、参銭切手ニ『軍事』ト文字ヲ印刷シ

〈四、軍事郵便証票は、参銭切手に『軍事』と文字を印刷し〉

タルモノトシ、別ニ定ムル所ニ依リ之ヲ交付ス

〈たるものとし、別に定むる所に依(よ)りこれを交付す〉

.....

監調第二六号

大正十一年一月九日

東京逓信局監理課長印 (收受印)

各局長殿

国債売出事務ニ関スル報勞ノ件

〈国債売り出し事務に關する報勞（ほうろう）の件〉

客年八月迄ノ国債売出募集ニ関シ、尽力シタル故ヲ以テ、別紙辞令  
〈客年（かくねん）八月迄の国債売り出し募集に關し、尽力したる故（ゆえ）  
を以（もつ）て、別紙辞令〉

ノ通り、大藏省ヨリ慰勞金給与相成候条、左記各項了知可レ  
〈の通り、大藏省より慰勞金給与相成り候条、左記各項了知〉

然取計相成り度

〈然（しか）るべき取り計らい相成り度〉

記

一、給与金ハ、三等局長会々長へ送金置キタリ

〈一、給与金は、三等局長会々長へ送金置きたり〉

二、辞令書ハ貴官ニ交付スベキモ、本件事務ニ干与シタル者全体ヲ代

〈二、辞令書は貴官に交付すべきも、本件事務に干与（かんよ）したる者全体  
を代〉

表シ給与セラレタルモノニ付、各自勤勞ノ程度ニ応シ、適當ニ分配セラ  
〈表し給与せられたるものに付、各自勤勞の程度に應じ、適當に分配せら

ルベキコト

〈るべきこと〉

三、本件給与金額ハ、便宜本官ニ於テ代理受領セルニ付、別紙委任状

〈三、本件給与金額は、便宜本官に於いて代理受領せるに付、別紙委任状〉

二記名調印ノ上（二錢印紙）、至急当課日本橋分室へ提出ノ

（貼付ノコト）

〈に記名調印ノ上（二錢印紙）、至急当課日本橋分室へ提出の〉

（貼付のこと）

コト

〈こと〉